

神戸医療産業都市における「ヘルスケア」を切り口としたプロモーション業務 公募要領

1 案件名称

神戸医療産業都市における「ヘルスケア」を切り口としたプロモーション業務

2 業務内容に関する事項

- (1) 事業目的と概要：別紙「仕様書」のとおり
- (2) 業務内容：別紙「仕様書」のとおり
- (3) 事業規模（契約上限額）：金 6,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）
- (4) 契約期間：委託契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

3 契約に関する事項

- (1) 契約の方法
神戸市契約規則（昭和 39 年規則第 120 号）の規定に基づき、委託契約を締結する。
契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。
なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。
- (2) 委託料の支払い
本市の検査を経て、受注者の請求に基づき、支払う。
- (3) 契約書案
別紙（頭書及び委託契約書約款）参照
- (4) その他
契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成 22 年 5 月市長決定）に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格

- (1) 単体の場合
次に掲げる要件をすべて満たしているものとする。
 - ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
 - ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続き開始の申立て中又は再生手続き中でないこと。
 - ③ 企画提案時において、神戸市指名停止基準要綱（平成 6 年 6 月 15 日市長決定）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
 - ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
 - ⑤ 暴力団員が役員として経営に関与（実質的に関与している場合を含む）していないこと等「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第 5 条」に該当しないこと。
 - ⑥ 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
 - ⑦ 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること。

- ⑧ 代表者及び役員に破産者及び禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- ⑨ 本市における請負及び委託契約の業務について、契約違反など履行状況が不良との評価を受けていないこと。
- ⑩ 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- ⑪ 業務を的確に遂行するに足る能力を有していること。
- ⑫ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- ⑬ 租税公課の未納および滞納処分を受けていないこと。

(2) 複数の事業者等により構成される共同事業体の場合、次に掲げる要件をすべて満たしているものとする。

- ① 構成員すべてが、上記(1)①～⑬に掲げる要件をすべて満たしていること。
- ② 構成員は、他の共同事業体の構成員以外で構成すること。また、当該構成員は、単独で本公募に参加していないこと。

5 スケジュール

(1) 応募書類の配布開始	令和8年8月28日(金)
(2) 参加申込兼参加資格審査書兼質問書等の提出期限	令和8年9月10日(木) 15時
(3) 質問に対する回答	令和8年9月16日(水)(予定)
(4) 企画提案書及び見積書の提出の提出期限	令和8年10月15日(木) 15時
(5) 企画提案審査会	令和8年10月下旬(予定)
(6) 選定結果通知	令和8年10月下旬(予定)
(7) 契約締結・事業開始	令和8年11月上旬(予定)
(8) 事業完了	令和9年3月31日(水)

6 応募書類の配布

配布開始：令和8年8月28日(金) から

掲載場所：神戸市ウェブサイト

「神戸医療産業都市における「ヘルスケア」を切り口としたプロモーション業務【事業者募集】」

URL：https://www.city.kobe.lg.jp/a89323/sonota-iryosangyo/healthcare_pr.html

※紙文書による配布は行いません。

7 応募手続き等に関する事項

(1) 参加申込兼参加資格審査書兼質問書等の提出

① 提出期限

令和8年9月10日(木) 15時まで(必着)

② 提出先

神戸市企画調整局医療産業都市部 調整担当

(住所：〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号)

(E-mail：kobecity-wnh@city.kobe.lg.jp)

③ 提出方法

下記提出書類を電子メールにより AdobePDF にて提出すること。

※応募書類を提出する際のメール容量が14MBを超える場合は、当市よりファイル交換システムを案内するため、当市へ連絡すること。

※電子メールの発信と併せて、本市へ電話で発信を知らせること。

④ 提出書類

※証明書類等はいずれも写し可、ただし市が求めた時は原本を提出すること。

ア) 参加申込兼資格審査申請書兼質問書【様式 1】

イ) 誓約書【様式 2】

ウ) 神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書【様式 3】

エ) 会社・団体概要（定款、規約等含む）

※準地元企業（本社が市内にないが、支店等が市内にある）の場合、その事実がわかる資料を添付すること。

オ) 直近 1 年分の貸借対照表及び損益計算書

カ) 消費税及び地方消費税の納税証明書（発行から 3 か月以内のもの）

キ) 直近 1 年分の本店所在地の市町村民税（東京都の場合は法人住民税）の納税証明書（発行から 3 か月以内のもの）

ク) 法人登記簿謄本又は登記事項全部証明書

ケ) 共同事業体での参加を希望する者は、共同事業体結成届出書【様式 4】及び構成員全員についてイ) ～ク) を併せて提出すること。

※ 1 カ) 及びキ) は未納額がないことがわかるものであること。なお、神戸市物品等競争入札参加資格を有している場合はウ)、カ) 及びキ) の提出を省略できる。

※ 2 カ) 及びキ) について、会社設立 1 年未満のため発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書(様式自由、代表者印を押印したもの)を提出すること。

⑤ 参加資格の喪失

参加申請書類の提出後、応募者が次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失する。なお、選定委員会の開催後に、評価点が最も高い事業者が次のいずれかに該当することが発覚したときは、評価点の次点者を繰り上げるものとする。

- ・本書 4 の資格要件を満たさないことが発覚したとき。
- ・本書 7 (1) ④に定める提出書類に虚偽の記載をしたとき。

(2) 質問への回答

① 参加資格に関すること

随時回答する。質問内容及び回答については、原則公表しないものとする。

② 実施要領（参加資格を除く）、仕様書等に関すること

回答は仕様書の追補とみなし、質問提出期間内に受領した全ての質問内容及び回答を令和 8 年 9 月 16 日（水）（予定）までに電子メールにて全参加申込団体へ送付する。なお、質問した事業者名は公表しない。

(3) 企画提案書及び見積書の提出

① 提出期限

令和 8 年 10 月 15 日（木）15 時まで（必着）

※提出期限後の提出は一切受け付けない。

② 提出先

神戸市企画調整局医療産業都市部 調整担当

（住所：〒650-8570 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号）

（E-mail：kobecity-wnh@city.kobe.lg.jp）

③ 提出方法

下記提出書類を電子メールにより提出すること。

※応募書類を提出する際のメール容量が 14MB を超える場合は、当市よりファイル交換システムを案内するため、当市へ連絡すること。

※電子メールの発信と併せて、本市へ電話で発信を知らせること。

④ 提出書類

電子データは MS-Word、MS-Excel、MS-PowerPoint、AdobePDF のいずれかとし、フォーマットは WindowsOS に対応したものとする。

ア) ヘルスケアを活用した神戸医療産業都市に関するプロモーション業務受託事業者の公募に関する提出書【様式 5】

イ) 企画提案書（任意様式）

i 提案数 1 事業者につき 1 案

ii ページ数等

- ・ A 4 サイズ・横書き（30 ページ以内）
- ・ 表紙と目次を除き、ページ番号を付与すること。

iii 必須記載項目

- ・ 本業務に対する考え方、実施方針
- ・ 本業務に係る実施方法・体制・スケジュール
- ・ 具体的な企画提案内容

仕様書の 5.（1）～（2）の業務内容の各提案項目に基づいて記載すること。

なお、必須記載項目以外に追加して独自の提案を積極的に行うこと。

- ・ 定量・定性的かつ具体的指標 KPI（重要業績評価指標）の提案

ウ) 提案項目の記載場所一覧（任意様式）

- ・ 仕様書に定める各提案項目の記載場所が分かるよう、イ) 企画提案書上のページ番号等を一覧で示すこと。

エ) 見積書（任意様式）

⑤ 著作権等について

- ・ 企画提案書等の著作権は応募者に帰属する。ただし、本市が募集に関する報告等のために必要な場合には、必要な範囲において企画提案書等の内容が無償で利用できるものとする。
- ・ 企画提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、応募者が負うこととする。

⑥ 留意事項

- ・ 企画提案内容は、必ず実施可能な範囲で記載すること。
- ・ 企画提案内容は、受託候補者確定後、市との契約締結に向けた仕様書等の事前協議によって決定する。なお、より効果が高い事業となるよう、提案内容の見直しを行う場合がある。
- ・ 見積書は、企画提案書の内容をすべて実施するために必要な経費を積算して記載すること。

8 委託候補者の選定方法

（1）選定方法

- ① 本企画提案の審査については、本業務に関する選定委員が行う。
- ② 選定委員は、審査基準に沿って企画提案書および選定委員会により審査する。
- ③ 選定委員会（プレゼンテーション）
 - ・開催日時 令和8年10月下旬（予定）
※時間等詳細は改めて参加者に連絡する。
 - ・場所 場所は改めて参加者に連絡する。
 - ・プレゼンテーション方法
時間：説明20分、質疑応答15分
説明者：契約を締結した場合に本業務を主に担当する者が実施すること。
出席者：1事業者原則2名まで。
共同事業体の場合は、各構成員1名まで（合計3名まで）。
その他：モニター使用可能。追加資料の配布は不可。
- ④ 契約候補者の決定
評価点が最も高い事業者を契約候補者に選定する。なお、評価点が最も高い事業者が2者以上あるときは、評価基準の「2. 提案内容に関する項目」の点数が最も高いものを優先する。
- ⑤ 評価点は60点（満点の6割）を最低基準点とし、60点未満の応募者は失格とする。
- ⑥ 応募者が1者である場合の措置
本事業に応募する者が1者であっても、選定委員会を開催するものとする。

（2）審査基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

項目		内容	配点
1. 応募者に関する項目	(1) 業務目的の理解	・業務目的および内容を十分理解した上での提案内容となっているか。	10
	(2) 業務遂行能力	・提案内容を確実に遂行できる組織体制であるか。 ・十分な情報収集や調査、取材等を行え、関係団体等との適切な協力体制を確保できているか。	10
2. 提案内容に関する項目	(1) 広報の実施	・若年世代をはじめとした市民の興味関心を引く広報コンテンツを提案できているか。 ・オウンドメディア等を活用した、市民等、無関心層にも波及効果のあるような広報が検討されているか。	30
	(2) 体験コンテンツの実施	・(1)の広報コンテンツを活用した、ヘルスケアの視点を取り入れた体験コンテンツ内容が企画できているか。 ・神戸医療産業都市の関連企業またはアカデミアの製品・サービスを活用できるような要素を入れられているか。 ・現実的かつ、多くの参加者を集めるための募集方法を検討できているか。	35

3. 地元優先発注	・神戸市内の業者か。 10点：地元企業（市内に本社がある） 5点：準地元企業（市内に本社はないが支店等がある） 0点：市外企業（上記以外） ※共同事業体で参加する場合は、構成員となる事業者すべてに対して判断し、その平均点（小数点以下第1位は四捨五入）を加算する。 （例） 市内企業×市内企業 →（10点＋10点）／2＝10点 市内企業×準地元企業 →（10点＋5点）／2＝8点 準地元企業×市外企業 →（5点＋0点）／2＝3点	10
4. 見積金額	5 × （1－見積金額÷委託予定金額 6,000,000円）	5
合計		100

（3）書類審査の実施

- ① 企画提案書を提出した事業者が5者を超える場合は、企画提案書の内容に基づき書類審査を実施する場合がある。
- ② 書類審査の有無は、令和8年10月16日（金）（予定）に、企画提案書を提出した全事業者に対して、【様式5】に記載のメールアドレスに電子メールにて通知する。
- ③ 書類審査では、審査基準に基づいて、提出された企画提案書等を審査し、選定委員全員の評価合計点数の上位5者を選定する。
- ④ 書類審査は非公開とし、審査結果は、企画提案書を提出した全事業者に対して、【様式5】に記載のメールアドレスに電子メールにて通知する。
- ⑤ 書類審査の通過者のみが、選定委員会でのプレゼンテーションを実施する。
- ⑥ 書類審査を実施する場合、結果通知は下記のとおりとする。
結果通知予定：令和8年10月下旬（予定）

（4）失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ① 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- ② 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- ③ 事業者選定終了までに、他の参加者に対して企画提案内容を意図的に開示すること。
- ④ 企画提案書の全部又は一部を提出しない場合及び企画提案書の提出枚数が指定の枚数を超過する場合。
- ⑤ 企画提案書の全部又は一部に記載漏れがあり適正な審査ができない場合。
- ⑥ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- ⑦ 提出期限内に所定の書類を提出しなかった者。
- ⑧ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(5) 選定結果の通知及び公表

- ① 選定結果は、決定後速やかに全ての応募者に通知し、各応募者の順位及び点数と契約候補者の社名を本市ホームページで公表する。
- ② 応募者は、選定結果の通知を受けた日の翌日から起算して7日（本市の休日を除く。）以内に、契約候補者に選定されなかった理由について書面により説明を求めることができる。この場合、説明を求めることができる期間の末日の翌日から起算して原則として10日（本市の休日を除く。）以内に書面等により回答する。理由の説明については原則として応募者の評価項目別の点数を示すものとする。

9 留意事項

- (1) 提案に係る費用は、応募者の負担とする。
- (2) 企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、契約候補者に選定されたかどうかに関わらず、同条例第10条各号に該当する情報を除いて、公開の対象となる。
- (3) すべての企画提案書は返却しない。
- (4) 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- (5) 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- (6) 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募参加は無効とする。

10 提出先、問い合わせ先

所属名：神戸市企画調整局医療産業都市部 調整担当

所在地：〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号

電話：078-322-6569

FAX：078-322-6115

E-mail：kobecity-whn@city.kobe.lg.jp

※受付時間は、午前9時～正午、午後1時～午後5時（土日、祝日、年末年始を除く）。